

第四期特定健康診査等実施計画

ワコール健康保険組合

最終更新日：令和6年03月29日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	メンタル系の傷病手当の増大対策	➔ 事業主とのコラボヘルス。健保では①事業主への実態の定期的レポート、②被保険者への「リテラシー情報」の提供
No.2	がん検診のコストバランスを考えた運用	➔ 対策は成功していると考えている。課題は補助金の多さによるコスト増大。なのでコストバランスを考えたがん検診のありかたと運用に変える
No.3	特定年代の生活習慣病対策の強化	➔ 全体としてみると内臓脂肪症候群の該当者や予備群は少なく、受診率は高いので順調に見えるが、65代から急激に上昇しており、減少率が下がっているのが課題。この世代に特化したピンポイントの対策を講じたい。
No.4	重症化予防（血圧、糖尿）	➔ 前年度の重症化予防の振り返りをして、血圧、血糖値及び年齢の特徴から対策すべき人を選び出していき、生活行動特徴を調べ保健指導に結び付けていく。
No.5	上手な医療のかかり方（任継・家族）	➔ ジェネリックの使用率は高いが、65歳以上（任継・家族）の使用率が低い。このリーチしにくい層の実態把握から始める。また任継・家族に限らず頻回受診・重複診療が多い人についても実態調査して検討します。
No.6	販売従事者の口コモ・フレイル関連対策	➔ 筋骨格系の症状が販売に従事する社員に出ている傾向がある。特定の仕事ではあるが、人数が多い事から対策が必要。柔整との関連も含めて対応していく。

基本的な考え方（任意）
<p>当健康保険組合における健康管理の基本的考え方は、「自律的健康管理」である。自律的健康管理とは、「自分自身が主体となって自らの価値観や規範に基づいて健康管理を行い、更には、自ら問題に気づき、目標を定め、解決策を探り、実施評価していくこと」であり、「自らが行う健康管理を健康保険組合が支援する」ことである。この考え方を基に、特定健康診査及び特定保健指導において加入者個人に対する生活習慣病の予防・生活習慣の改善・ヘルスリテラシー向上に向けた支援を強化し、加入者全体の生活習慣病の予防・健康増進・医療費の適正化を図る事を目的とする。さらには、加入者全体のQOLの向上と健康寿命の延長に寄与する事を旨とする。</p> <p>本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、当健康保険組合が実施する特定健康診査及び特定保健指導の基本的な事項について、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「第4期特定健康診査等実施計画」として定める。</p> <p>各計画との整合性を図り、第三期データヘルス計画と相互に連携する。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名	特定健診	対応する健康課題番号	No.3, No.4																																		
↓																																					
事業の概要 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>・R6年度より社内健診を中止し、全員ネットワーク健診にて受診 ・健診前に健診受診を促す通知を実施</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員	方法	-	体制	・R6年度より社内健診を中止し、全員ネットワーク健診にて受診 ・健診前に健診受診を促す通知を実施	事業目標 <ul style="list-style-type: none"> 健康状態を把握する 早期発見、早期治療によるQOLの向上 生活習慣病医療費の削減 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価指標 内臓脂肪症候群該当者割合</td> <td>4.8%</td> <td>4.7%</td> <td>4.6%</td> <td>4.5%</td> <td>4.4%</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>アウトカム指標 アウトプット指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定健診受診率</td> <td>90.0%</td> <td>90.0%</td> <td>90.0%</td> <td>90.0%</td> <td>90.0%</td> <td>90.0%</td> </tr> </tbody> </table>			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	評価指標 内臓脂肪症候群該当者割合	4.8%	4.7%	4.6%	4.5%	4.4%	4.3%	アウトカム指標 アウトプット指標							特定健診受診率	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員																																				
方法	-																																				
体制	・R6年度より社内健診を中止し、全員ネットワーク健診にて受診 ・健診前に健診受診を促す通知を実施																																				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度																															
評価指標 内臓脂肪症候群該当者割合	4.8%	4.7%	4.6%	4.5%	4.4%	4.3%																															
アウトカム指標 アウトプット指標																																					
特定健診受診率	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%																															
実施計画 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【初年度の施策】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見を図るために、以下の施策を実施・受診方法や申込方法の変更に伴う丁寧な案内・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・受診しやすい環境の整備・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨） </td> <td> 【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨） </td> <td> 【事業の中間見直し/評価を実施】 これまでの実施状況を踏まえ、事業を評価。評価結果によって施策やKPIの見直しを行う・健診未受診者である被扶養者と前期高齢者への受診勧奨強化（勧奨の内容・時期・方法等） 【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨） </td> </tr> <tr> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> <tr> <td> 【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨） </td> <td> 【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨） </td> <td> 【事業の中間見直し/評価を実施】 これまでの実施状況を踏まえ、事業を評価。評価結果によって施策やKPIの見直しを行う・健診未受診者である被扶養者と前期高齢者への受診勧奨強化（勧奨の内容・時期・方法等） 【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨） </td> </tr> </tbody> </table>				R6年度	R7年度	R8年度	【初年度の施策】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見を図るために、以下の施策を実施・受診方法や申込方法の変更に伴う丁寧な案内・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・受診しやすい環境の整備・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）	【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）	【事業の中間見直し/評価を実施】 これまでの実施状況を踏まえ、事業を評価。評価結果によって施策やKPIの見直しを行う・健診未受診者である被扶養者と前期高齢者への受診勧奨強化（勧奨の内容・時期・方法等） 【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）	R9年度	R10年度	R11年度	【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）	【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）	【事業の中間見直し/評価を実施】 これまでの実施状況を踏まえ、事業を評価。評価結果によって施策やKPIの見直しを行う・健診未受診者である被扶養者と前期高齢者への受診勧奨強化（勧奨の内容・時期・方法等） 【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）																						
R6年度	R7年度	R8年度																																			
【初年度の施策】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見を図るために、以下の施策を実施・受診方法や申込方法の変更に伴う丁寧な案内・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・受診しやすい環境の整備・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）	【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）	【事業の中間見直し/評価を実施】 これまでの実施状況を踏まえ、事業を評価。評価結果によって施策やKPIの見直しを行う・健診未受診者である被扶養者と前期高齢者への受診勧奨強化（勧奨の内容・時期・方法等） 【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）																																			
R9年度	R10年度	R11年度																																			
【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）	【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）	【事業の中間見直し/評価を実施】 これまでの実施状況を踏まえ、事業を評価。評価結果によって施策やKPIの見直しを行う・健診未受診者である被扶養者と前期高齢者への受診勧奨強化（勧奨の内容・時期・方法等） 【前年度の施策を継続】 加入者の特定健診受診率の維持・向上と疾病の早期発見に向けて、以下の施策を実施・受診しやすい環境の整備（ネットワーク健診の整備）・被扶養者は被保険者経由での受診勧奨・予約方法の簡素化、周知・被保険者は定期健診と兼ねて実施（就業時間中に受診、事業主からの受診勧奨）																																			



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	-
体制	保健支援センターでの遠隔指導継続

事業目標

- ・健康的な生活習慣への改善と定着
- ・本人による健康情報の把握と健康課題の問題解決
- ・生活習慣病の重症化予防

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標 特定保健指導対象者減少率	23%	24%	25%	26%	27%	28%
アウトプット指標 特定保健指導修了者率	50%	51%	52%	53%	54%	55%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
【初年度の施策】 特定保健指導の実施率の向上と生活習慣の改善・重症化予防を図るために以下の施策を実施・未参加者に対して追加で参加勧奨を実施・被保険者は事業主と共同で参加勧奨を実施・継続しやすい環境の整備・特定保健指導によるメタボリックシンドロームの改善度を検証	【前年度の施策を継続】 特定保健指導の実施率の向上と生活習慣の改善・重症化予防を図るために以下の施策を実施・未参加者に対して追加で参加勧奨を実施・被保険者は事業主と共同で参加勧奨を実施・継続しやすい環境の整備・特定保健指導によるメタボリックシンドロームの改善度を検証	【事業の中間見直し/評価を実施】 これまでの実施状況を踏まえ、事業の評価を実施。評価結果によって施策の見直しを行う。・被扶養者への参加勧奨の強化（勧奨の内容・回数・方法の見直し）・途中脱落者への継続フォローの強化（勧奨の内容・回数・方法の見直し）【前年度の施策を継続】 特定保健指導の実施率の向上と生活習慣の改善・重症化予防を図るために以下の施策を実施・未参加者に対して追加で参加勧奨を実施・被保険者は事業主と共同で参加勧奨を実施・継続しやすい環境の整備・特定保健指導によるメタボリックシンドロームの改善度を検証
R9年度	R10年度	R11年度
【前年度の施策を継続】 特定保健指導の実施率の向上と生活習慣の改善・重症化予防を図るために以下の施策を実施・未参加者に対して追加で参加勧奨を実施・被保険者は事業主と共同で参加勧奨を実施・継続しやすい環境の整備・特定保健指導によるメタボリックシンドロームの改善度を検証	【前年度の施策を継続】 特定保健指導の実施率の向上と生活習慣の改善・重症化予防を図るために以下の施策を実施・未参加者に対して追加で参加勧奨を実施・被保険者は事業主と共同で参加勧奨を実施・継続しやすい環境の整備・特定保健指導によるメタボリックシンドロームの改善度を検証	【事業の中間見直し/評価を実施】 これまでの実施状況を踏まえ、事業の評価を実施。評価結果によって施策の見直しを行う。・被扶養者への参加勧奨の強化（勧奨の内容・回数・方法の見直し）・途中脱落者への継続フォローの強化（勧奨の内容・回数・方法の見直し）【前年度の施策を継続】 特定保健指導の実施率の向上と生活習慣の改善・重症化予防を図るために以下の施策を実施・未参加者に対して追加で参加勧奨を実施・被保険者は事業主と共同で参加勧奨を実施・継続しやすい環境の整備・特定保健指導によるメタボリックシンドロームの改善度を検証

達成しようとする目標/特定健康診査等の対象者数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値	全体 3,283 / 3,649 = 90.0%	3,336 / 3,708 = 90.0%	3,380 / 3,755 = 90.0%	3,395 / 3,772 = 90.0%	3,377 / 3,751 = 90.0%	3,407 / 3,784 = 90.0%
	※1	被保険者 2,993 / 3,215 = 93.1%	3,044 / 3,272 = 93.0%	3,088 / 3,320 = 93.0%	3,103 / 3,337 = 93.0%	3,086 / 3,318 = 93.0%	3,113 / 3,347 = 93.0%
	※3	被扶養者 290 / 434 = 66.8%	292 / 436 = 67.0%	292 / 435 = 67.1%	292 / 435 = 67.1%	291 / 433 = 67.2%	294 / 437 = 67.3%
実績値	※1	全体 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	※2	被保険者 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	※3	被扶養者 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値	全体 153 / 305 = 50.2%	158 / 310 = 51.0%	164 / 314 = 52.2%	168 / 316 = 53.2%	170 / 314 = 54.1%	175 / 317 = 55.2%
	※2	動機付け支援 111 / 190 = 58.4%	114 / 193 = 59.1%	118 / 196 = 60.2%	121 / 197 = 61.4%	122 / 196 = 62.2%	125 / 198 = 63.1%
	※2	積極的支援 42 / 115 = 36.5%	44 / 117 = 37.6%	46 / 118 = 39.0%	47 / 119 = 39.5%	48 / 118 = 40.7%	50 / 119 = 42.0%
実績値	※2	全体 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	※2	動機付け支援 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	※2	積極的支援 - / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方(任意)

令和11年度の最終目標値は基本指針の目標に即して設定し、第三期特定健康診査・特定保健指導の実績評価に基づいて6年間の目標値を設定した。

特定健康診査等の実施方法（任意）

1. 特定健康診査の実施方法

1) 実施場所

ネットワーク健診の提携医療機関

2) 実施項目

法定の健診項目を実施

※定期健康診断を特定健康診査の実施に代用

3) 実施時期又は期間

令和6年度：6月~12月

令和7年度以降：4月~10月

4) 外部委託の方法

ネットワーク健診委託先にて個別契約にて実施

5) 周知や案内の方法

健康保険組合よりメールまたは郵送通知にて個別案内を実施

健康保険組合ホームページ及び事業所イントラネットにて周知

6) 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法

事業者健診の実施機関(ネットワーク健診委託先)より受領

2. 特定保健指導の実施方法

1) 実施場所

社員(内勤)：遠隔にて実施

社員(外勤)、任意継続被保険者、被扶養者：対面か遠隔にて選択

2) 実施項目

実施要件に沿い、対象者と委託先相談員が選択した支援形態にて実施。

3) 実施時期又は期間

令和6年度：7月~3月

令和7年度以降：5月~3月

4) 外部委託の方法

委託先にて個別契約にて実施

5) 周知や案内の方法

健康保険組合よりメールまたは郵送通知にて個別案内を実施後、委託先より日程調整及び参加勧奨の電話連絡を行う。

運用について健康保険組合ホームページにて周知する。

個人情報の保護

個人情報の取扱については、「ワコール健康保険組合個人情報保護管理規定」を遵守する。当健康保険組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は、健康開発チーム産業保健スタッフ及び委託された健診機関・保健指導機関に限る。外部委託に際しては、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記し、委託先の契約遵守状況を管理指導する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

健康保険組合ホームページに掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

1. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等

当計画については、毎年以下の項目について国への実績報告データ等より評価を行い、計画値と実績値が大きくかけ離れた場合及びその他必要のある場合は計画を見直す事とする。

1) 特定健診受診率

2) 内臓脂肪症候群該当者割合

3) 特定保健指導実施率

4) 特定保健指導による特定保健指導対象者減少率

2. その他

- ・ネットワーク健診委託先と連携し、環境が整えば初回面接の分割実施（特定健診当日に特定保健指導の初回面接を実施）の導入を検討する。
- ・特定健診の実施から特定保健指導の開始までの期間を短縮する。
- ・メール、電話、郵送等の個別通知による特定健診の受診勧奨や特定保健指導の利用勧奨を継続する。
- ・委託先と連携し、特定保健指導の不参加理由や脱落理由の把握を行い、対策を検討する。
- ・第三期に引き続きICTを活用した保健指導を推進する。